

自治会清掃活動について

1 ごみ処理依頼票・地図の提出

清掃活動日が決まったら**地図を作成し、ごみ処理依頼票を貼り付けて環境保護課へ提出してください。**(地図の提出が遅れた場合、ごみの収集までに時間をいただくことがあります)

提出期限	清掃活動日の 2週間前 まで
提出部数	2部(土砂・ヘドロがある場合は4部)
提出先	環境保護課 衛生・美化係(市役所4階黄色通路)
提出方法	持参、郵送、FAX、E-mail または住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ、アークロード)

2 ごみ袋について

環境保護課窓口で配布するボランティア清掃用ごみ袋をご利用ください。(事前連絡不要)

※ボランティア清掃用ごみ袋は、家庭用のごみ排出には使用しないでください。

3 分別方法

分類		方法
もせるごみ (●)	紙、布、ペットボトル、 トレー、プラスチック	もせるごみ専用袋(ボランティア専用袋)に入れてください。
もせないごみ (●)	缶、ビン、その他	もせないごみ専用袋(ボランティア専用袋)に入れてください。
	蛍光灯、スプレー缶 等	もせないごみ専用袋(ボランティア専用袋)に入れてください。 ※割れたり穴が開いたりなど、資源化できない場合に限りま す。
草等 (○)	草・落葉・藻	土砂・ヘドロをよく落とし、藻は水気をよく切って から、もせるご み専用袋(ボランティア専用袋)に入れてください。
	木の枝等	長さ 50 cm以内、太さ 30 cm以内に紐等で束 にまとめてくだ さい。
土砂・ヘドロ (◎)	—	ごみ袋には入れず、集積場所に直接置いてください。 ※他のごみの収集とは別の業者が収集するので、ごみステー ションは使用しないでください。 ※藻等が混在している場合は取り除いてください。

※ **分別方法が守られていない場合は収集できない場合があります。**

※ ごみ袋に入っていないものは収集しません(木の枝等を除く)。

※ 特に土砂・ヘドロに藻等が混在している場合の分別にご協力をお願いします。

※ 家庭ごみや公民館等のごみが混在している場合も収集しません(公民館等から出た草等は収集しま
す)。

4 注意事項

(1) 清掃場所及び日時の決め方

- ・清掃場所及び日時は、交通量が多くなく安全に清掃できる状況か確認のうえ決めてください。
- ・年末年始は各家庭から出るごみが多く、一般ごみの収集や処理に人員を必要とし、自治会清掃のごみは収集できないため、**令和7年12月15日(月)から令和8年1月9日(金)まで(雨天順延日含む)は、清掃活動の実施を控えていただくようお願いします。**
- ・連休明けは、各家庭から出るごみが多いため、ごみの収集までに1週間以上かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 清掃活動日や集積場所等の追加・変更がある場合

必ず清掃活動日より前に環境保護課までご連絡ください。(清掃活動実施後の連絡の場合、ごみの収集までに1週間以上かかります)

(3) ボランティア清掃用ごみ袋について

ボランティア清掃用ごみ袋は**自治会清掃、ボランティア清掃以外に使用しないでください。**
(家庭ごみには使用できません)

(4) 不法投棄物について

不法投棄物にあたるものは回収せず、土地や河川等の管理者へ連絡してください。 また、私有地の場合は警察(小田原警察署 32-0110(代))へ連絡してください。

5 地図の作成について

(1) ごみ等の集積場所の決め方

【特定の日に清掃活動を行う場合】

普段使用している自治会のごみステーションとは別の集積場所を決めてください。ごみ収集車の通行が可能で、他の交通の妨げにならない場所を選んでください。(普段のごみ収集車とは異なる収集ルートを設定し回収に行きます)

【特に日程を決めず、随時に清掃活動を行う場合】

自治会内のごみステーションから2カ所まで選び、その地区の指定の収集日にごみを分別のうえ出してください。**一度に出せるごみ袋や枝の束は合計で20個、ごみステーション1カ所につき10個まで**にしてください。**それ以上の量がある場合は収集できません。**

(2) 地図の作成方法

地図記入例(3ページ)を参考に下表の凡例に従って記入のうえ、ごみ処理依頼票(別紙)を貼り付けてください。

色分けや集積場所に番号を記載していただくと、問い合わせの際に円滑に対応できます。

集積場所または清掃等の区間	凡例
ごみの集積場所	●
草等の集積場所	○
土砂・ヘドロの集積場所	◎
道路側溝の清掃区間	— — — — —
道路側溝フタ上げ希望区間	~~~~~
河川・水路の清掃区間	—————

地図記入例

※ごみ・土砂・ヘドロの収集の場合は4部
(ごみの収集のみ場合は2部) 提出してください。

自治会清掃活動に伴う

ごみ処理依頼票

自治会名
連絡先住所
電話

フリガナ
氏名

清掃予定日 令和 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

雨天順延の有無 有 ・ 無

雨天順延日 令和 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

フタ上げ有無 有 ・ 無

地図内集積・作業場所の凡例

- ごみの集積場所
- ◎ 土砂・ヘドロ等の集積場所
- 草、藻等の集積場所
- 道路側溝の清掃区間
- ~~~~~ (この内、フタ上げ依頼区間)
- 水路の清掃区間

※ごみ等の集積場所は漏れなく記載してください。記載のない場所は収集しません。記載漏れにより後日収集の依頼をされた場合、再収集までに一週間以上かかります。

※フタ上げ希望区間は正確に記入してください。地図に記入されていない区間の当日対応はできないことがあります。

6 各種問い合わせ先

問い合わせ内容	担当	連絡先
ごみ処理依頼票・地図の提出および記載事項(清掃活動日・集積場所・フタ上げ希望区間等)の変更等、その他自治会清掃に関することについて	環境保護課 衛生美化係	〒250-8555 小田原市荻窪300 TEL 33-1489 FAX 33-1487 E-mail ka-eisei@city.odawara.kanagawa.jp
道路側溝の管理・清掃について (私道・私有地の道路は除く)	道水路整備課 維持係	TEL 33-1645
河川・水路の管理・清掃について (酒匂川・私有地の水路は除く)	道水路整備課 河川係	TEL 33-1548
農道側溝・用水路の管理・清掃について	農政課 農地整備係	TEL 33-1496
環境事業センターへのごみの持込 (※土砂・ヘドロの持込は不可) 管理者が不明(土地・河川)の不法投棄物について	環境事業センター	〒250-055 小田原市久野3768 TEL 34-7325

自治会清掃活動に伴う

ごみ処理依頼票

自治会名
連絡先 住所
電話 —
フリガナ
氏名
清掃予定日 令和 年 月 日()
時 分～ 時 分
雨天順延の有無 有 ・ 無
雨天順延日 令和 年 月 日()
時 分～ 時 分
フタ上げ有無 有 ・ 無

地図内集積・作業場所の凡例

- ごみの集積場所
- ◎ 土砂・ヘドロ等の集積場所
- 草、藻等の集積場所
- 道路側溝の清掃区間
-  (この内、フタ上げ依頼区間)
-  水路の清掃区間

自治会清掃活動に伴う

ごみ処理依頼票

自治会名
連絡先 住所
電話 —
フリガナ
氏名
清掃予定日 令和 年 月 日()
時 分～ 時 分
雨天順延の有無 有 ・ 無
雨天順延日 令和 年 月 日()
時 分～ 時 分
フタ上げ有無 有 ・ 無

地図内集積・作業場所の凡例

- ごみの集積場所
- ◎ 土砂・ヘドロ等の集積場所
- 草、藻等の集積場所
- 道路側溝の清掃区間
-  (この内、フタ上げ依頼区間)
-  水路の清掃区間

◎このシートの使い方

- ・依頼票を切り取って、用紙の項目を記入し、市に提出する地図表面の書き込みのない場所に貼り付けてください。(不足する場合はコピーしてお使いください)

◎地図作成上のお願い

- ・取り残しを防ぐため、マークや線は濃くハッキリとお願いします。また、色分けをしていただく等、ご自身で区別しやすい工夫をお願いします。
- ・集積場所のマークの下に番号をつけていただくと何箇所あるかがハッキリし、問い合わせのときに役立ちます。